



厚生労働省

佐賀労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和2年3月19日

【照会先】

職業安定部職業対策課

課長 飯田 善勝

(電話) 0952-32-7217

職業安定部職業安定課

課長 山口 康旗

(電話) 0952-32-7216

雇用環境・均等室

監理官 白武 和久

(電話) 0952-32-7218

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮について 県内経済4団体に要請しました

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応等により、経済的には海外からの観光客の減少に加え、製造業のサプライチェーンに与える影響、各種イベントの中止、外出自粛等により県内の消費活動が短期的に下押しされ、こうした状況が長引けば雇用に与える影響が懸念されるところです。

そのため、佐賀労働局（局長 菊池 泰文）では、このほど、佐賀県経営者協会、佐賀県中小企業団体中央会、佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合会に対し、別添の要請文により、新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮について要請しました。

当局では、雇用調整助成金の特例措置や小学校休業等対応助成金等各種支援策の周知に努める等、引き続き雇用を維持しようとする県内企業をきめ細やかに支援することとしています。

【関係資料】 別添 佐賀労働局長からの要請文
参考資料1 助成金等支援策リーフレット
参考資料2 相談・支援窓口リーフレット

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が発生しており、先般、佐賀県内においても初の感染者が確認されたところです。

このようなことから、経済的には海外からの観光客の減少に加え、製造業のサプライチェーンに与える影響、各種イベントの中止、外出自粛等により県内の消費活動が短期的に下押しされ、こうした状況が長引けばより厳しい状況になることも懸念されています。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省として事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援するため、雇用調整助成金の特例措置を講じるとともに、当局においても各種支援策のリーフレット等によりあらゆる機会を通じて周知に努めているところです。また、小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援に向けた新たな助成制度も創設したところです。

貴団体におかれましても、傘下団体・企業等における雇用維持に向けて、下記事項につきまして、周知啓発へのご協力をお願い申し上げます。

なお、当局においては、局内に特別相談窓口を設置し各種相談に応じております。相談窓口の設置箇所及び各助成制度の内容につきましては、別添資料をご参照いただきますようお願いいたします。

- 一 今般、雇用調整助成金の特例の対象となる事業主を、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての事業主に拡大し、生産指標要件の緩和や被保険者期間要件の撤廃等の措置を行いました。こうした特例措置を活用していただき、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また、教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算されますので、新入社員については教育訓練の機会を設けるなど将来の戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。
- 二 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休暇に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用労働者か非正規雇用労働者か否かを問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設しましたので、取組への御協力をいただきますようお願いいたします。
- 三 新卒の内定者の取扱いについて、特段のご配慮をいただくとともに、2020年度卒業予定者等に対する採用に係る広報活動についても、多様な通信手段を活用した説明会の実施などの十分な情報発信を行うよう特段のご配慮をお願いいたします。
- 四 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るため、特段の配慮をお願いいたします。

五 労働基準法などの労働関係法令は、国籍を問わず外国人労働者にも適用されます。また、前記一及び二の助成金について、労働者である従業員の国籍は問いませんので、こうした助成金も活用していただき、外国人労働者の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。

六 障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段の配慮をお願い申し上げます。特に、基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いとされていることから、感染リスクを減らすためにテレワークや時差出勤の積極的な活用の促進などの取組へのご協力をいただきますよう、お願いいたします。

七 例年3月の年度末と4月の年度初めには、労働基準監督署及びハローワークの窓口が、来庁者の方で混雑いたします。感染拡大防止の観点からも、事業主等の皆様にご協力をいただきたく、各種届出・申請などをする際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

令和2年3月19日

佐賀県経営者協会会長
佐賀県中小企業団体中央会会長
佐賀県商工会連合会会長
佐賀県商工会議所連合会会長 殿

佐賀労働局長 菊池 泰文

新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等について

労働者が安心して働くことができる環境整備のための支援策があります

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての労働者が安心して働くことができるように、幅広い支援を行っています。

企業の皆さま、今回ご紹介する各種助成金制度等を是非活用いただき、新型コロナウイルスの影響を受ける労働者の皆様が休みやすい環境整備にご協力をお願いします。

- **1 2** の申請の受付はまだ開始していません。申請期間や手続きが決まり次第、早急に周知します。
- 制度の詳しい支給要件や申請書類等についても、詳細が固まり次第、周知します。

1 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（新たな助成金制度の創設）

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設いたします。

対象事業主	支給額
①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給（※1））の休暇を取得させた事業主。 ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等（※2）に通う子ども ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども （適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇）	〔 休暇中に支払った賃金相当額 〕 × 10/10 ※ 1日あたり8,330円を支給上限 ※ 大企業、中小企業ともに同様
※1 年次有給休暇の場合と同様 ※2 小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等	

2 雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。先行拡充した特例措置に加え、クーリング期間要件の撤廃、被保険者期間要件の撤廃を行います。また、助成対象となった事業主が感染拡大防止に資するために行う一部従業員の休業や一斉休業、濃厚接触者に命令した休業も対象となります。

加えて、他地域と比べて感染者が一定数以上かつ集中的に発生し、地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、さらなる特例措置を講じます。

一般的な場合	宣言を発出して活動の自粛を要請している地域（現時点では北海道）（一定期間内）
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ⇒ 全業種 （※2月28日に先行拡充済）	上記の地域に所在する事業主
生産指標要件緩和 （3か月10%以上低下 ⇒ 1か月10%以上低下 ）	生産指標要件 → 満たすものとして扱う
被保険者が対象	被保険者以外の労働者も対象
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	助成率 4/5（中小）、2/3（大企業）
計画届の事後提出を認める（1月24日～5月31日まで）	
クーリング期間要件の撤廃（前回の支給対象期間満了日から1年経過していなくとも助成等）	
被保険者期間要件の撤廃（被保険者期間が6か月未満の労働者も助成対象）	

時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例

新型コロナウイルスの感染症対策として、テレワークの新規導入や特別休暇の規定整備を行った、中小企業事業主を助成するために、要件を簡素化した特例コースを設けました。

（事業実施期間：令和2年2月17日～令和2年5月31日）

● 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

対象事業主	支給額
新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主 （助成対象の取組） ・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等 ※ 事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること	補助率 1/2 1企業当たりの上限額 100万円

● 職場意識改善特例コース

対象事業主	支給額
新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主 （助成対象の取組） ・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の購入・更新 等 ※ 事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること	補助率 3/4 1企業当たりの上限額 50万円 ※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成



助成金の詳細

！ 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、「休業手当」の支払い義務があります。

- 労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の**休業手当（平均賃金の100分の60以上）**を支払う必要があります。不可抗力による休業の場合は、使用者に休業手当の支払義務はありません。
- 具体的には、例えば、海外の取引先が新型コロナウイルス感染症を受け事業を休止したことに伴う事業の休止である場合には、当該取引先への依存の程度、他の代替手段の可能性、事業休止からの期間、使用者としての休業回避のための具体的な努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。
- 上記「休業手当」の支払い義務は**外国人労働者にも適用**されます。また、1～3の助成金について、労働者である**従業員の国籍は問いません**。

▶ 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A（企業の方向け）

- 厚生労働省ホームページでは、労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など）について、以下のようなQ & Aを掲載しています。是非ご覧ください。

Q 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

Q 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。

Q 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか。



▶ 新型コロナウイルス感染症の影響による「労働相談」について

- 各都道府県労働局に「**特別労働相談窓口**」を設置しております。事業主等からの助成金や休業手当等に関する相談に対応しています。
- 労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）**にお問い合わせください。



労働者が安心して働くことができる環境整備の取組について、今後も施策の充実を行ってまいります。各施策の詳細に関しては、右記QRコードリンク先の厚生労働省ホームページをご覧ください。



新型コロナウイルス感染症に関する相談・支援の概要について

1 特別労働相談窓口の設置

① 佐賀労働局に特別労働相談窓口を設置しています。

- ▶ 雇用環境・均等室 (TEL) 0952-32-7218
- ▶ 受付時間: 8時30分～17時15分(土・日・祝日除く)



* 詳しくは、佐賀労働局のホームページ「新型コロナウイルス感染症について」をご覧ください。

(URL) https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/newpage_00388.html

※上記HPでは相談窓口のご紹介のほか、Q&Aや下記助成金制度の詳細などを掲載しています。

2 新型コロナウイルス感染症関連の各種助成金制度

① 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金(雇用者向け)

・小学校等の臨時休業に対応する保護者支援(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

- ▶ 問合せ先: 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター(TEL)0120-60-3999
- 受付時間: 9時～21時(土・日・祝日含む)

※コールセンターでは社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の特例についても、一般的な相談に対応します。

② 雇用調整助成金の特例措置(対象事業主の範囲の拡大、要件緩和)

- ▶ 問合せ先: 佐賀労働局職業安定部職業対策課 助成金担当 (TEL)0952-32-7173

③ 時間外労働等改善助成金(テレワークコース・職場意識改善コース)の特例

- ▶ 問合せ先: ・テレワークコース : テレワーク相談センター (TEL)0120-91-6479
- ・職場意識改善コース: 佐賀労働局雇用環境・均等室 (TEL)0952-32-7218